

学校教育法等の一部を改正する法律案の概要

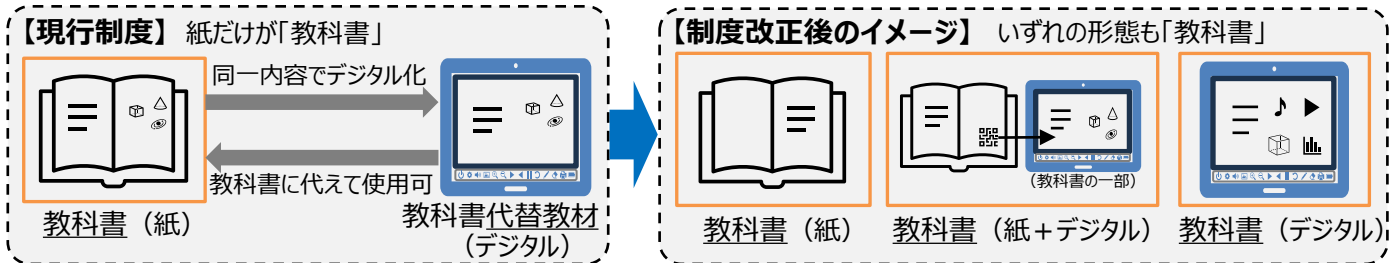
趣 旨

情報通信技術の進展に鑑み、教科書にデジタルの良さを取り入れることにより児童生徒の教育の充実を図るため、小学校等においてデジタルな形態を含む教科書の使用を可能とするとともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の一部改正

- ① 小学校、中学校、高等学校等の授業で使用しなければならない「教科用図書」について、紙媒体に限定している「教科用図書」という現行規定を改め、デジタルな形態を含み得るよう、新たに「教科書」を規定する。【第34条第1項関係】



- ② ①に伴い、「教科用図書」の内容を電磁的に記録した「教科用図書代替教材」がある場合には、教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、「教科用図書」に代えて「教科用図書代替教材」を使用できる制度を廃止する。【第34条第2項関係】
- ③ 特別支援学校や高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用する図書についても、①と同様に、デジタルな形態を含む教材を使用できることとする。【附則第9条関係】

2. 教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正

- 教科書発行義務や保証金の制度等について、デジタルな形態を含む新たな教科書の発行に対応するために必要な措置を講ずる。【第10条、第13条関係】

3. 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正

- ① デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とする。【無償法第1条第1項・無償措置法第2条第2項関係】
- ② デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とする措置について必要な事項を定める。【無償措置法第3条から第9条まで関係】

4. 著作権法の一部改正

- デジタルな形態を含む新たな教科書の発行・使用等に伴い、音楽や動画を含む著作物等の公衆送信等の利用に係る権利制限の拡充等の措置を講ずる。【第33条、第33条の2、第102条関係】

5. その他

- 文部科学省著作教科書の著作権等に関する法律、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律について、デジタルな形態を含む新たな教科書の使用、発行及び無償措置に関して必要な措置を講ずる。

施行期日

令和9年4月1日

学校教育法等の一部を改正する法律案要綱

第1 学校教育法の一部改正

- 1 小学校、中学校、高等学校等においては、教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用の教材又は文部科学省が著作の名義を有する教科用の教材）を使用しなければならないこととする。（第三十四条第一項関係）
- 2 教科用図書の内容を記録した電磁的記録である教材がある場合に、教育課程の一部又は全部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができることとした制度を廃止する。（改正前第三十四条第二項、第三項関係）
- 3 高等学校、特別支援学校等においては、教科書に代えて、教科書以外の教科用の教材を使用することができることとする。（附則第九条第一項関係）

第2 教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正

- 1 教科書には、文部科学省令で定めるところにより、著作者の氏名又は名称、発行者の氏名又は名称及び住所、発行の年月日その他文部科学省令で定める事項を記載しなければならないこととする。（第三条関係）
- 2 教科書の発行者の義務の内容及び教科書の発行者が文部科学大臣に納める保証金の還付請求等について、教科書の供給の方法に応じて文部科学省令で定めることとする。（第十条第二項、第十三条関係）

第3 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

文部科学省が著作の名義を有する教科書の出版権を取得するための資格審査について、学校において必要とする期間を通じて良質の教科書を製造し、及び供給するに足りる事業能力及び信用状況を有するかどうかを審査することを目的とすることとする。（第二条第二項関係）

第4 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律の一部改正

- 1 題名を「義務教育諸学校の教科書等の無償に関する法律」に改める。（題名関係）
- 2 教科書及び第1の3の教科用の教材を無償とすることとする。（第一条第一項関係）

第5 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正

- 1 題名を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に改める。（題名関係）
- 2 教科書及び第1の3の教科用の教材について、図書であるもの又は電磁的記録であるものに区別して無償措置の方法を定める。（第三条～第五条関係）

第6 著作権法の一部改正

- 1 教科書に掲載された著作物は、教科書の採択、発行等又は学校教育の目的上必要な教科書としての通常の使用に伴って、必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができることとする。（第三十三条関係）
- 2 教科用拡大図書等に複製された著作物は、障害により教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために必要と認められる限度において、当該教科用拡大図書等の使用に伴って、いずれの方法によるかを問わず、利用することができることとする。（第三十三条の二関係）
- 3 1及び2の規定は、放送又は有線放送の利用に加え、実演又はレコードの利用についても準用する。（第百二条関係）

第7 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正

障害のある児童及び生徒の学習の用に供するために作成される教材である教科用特定図書等について、教科書及び第1の3の教科用の教材に準じて無償措置の方法を定める。（第十条～第十二条関係）

第8 その他

その他規定の整備をする。

第9 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、令和九年四月一日から施行する。（附則第一条関係）
- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条～第五条関係）
- 3 その他関係法律について所要の改正を行う。

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「においては、」の下に「教科書（」を加え、「教科用図書又は」を「教科用の教材又は」に、「教科用図書を」を「教科用の教材をいう。次項及び附則第九条において同じ。」を「に改め、同条第四項中「教科用図書及び第二項に規定する教材」を「教科書」に改め、同条第五項中「教科用図書」を「教科用の教材」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第九条第一項中「第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書」を「教科書以外の教科用の教材」に改め、同条第二項を削る。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)

第二条 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「教科書」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項に規定する教科書をいう。

第二条第二項中「製造供給する」を「製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給する」に改める。

第三条第一項中「その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に」を「文部科学省令で定めるところにより、」に、「発行者の氏名住所及び」を「又は名称、発行者の氏名又は名称及び住所、」に、「並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日」を「その他文部科学省令で定める事項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第六条第一項中「基き」を「基づき」に、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第二項中「第二条第一項に規定する学校」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中

等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第七条第一項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第八条中「部数」を「数」に改める。

第九条中「左の各号の一に当る」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第二号中「信用状態」を「又は信用状態」に改め、同条第五号中「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に改める。

第十条第二項中「教科書を各学校に供給する」を「第二条第二項の文部科学省令で定める供給の方法ごとに供給のために必要な行為として文部科学省令で定める行為が完了する」に改める。

第十二条中「発行部数」を「発行数」に、「一分にあたる」を「百分の一に相当する額の」に改める。

第十三条中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同項の義務に係る業務の履行の状況が、当該義務を相当程度履行したものととして文部科学省令で定める状況にある場合は、同項の義務の履行が完了する前においても、文部科学省令で定めるところにより、その一部の還付を請求し、又は当該請求に係る債権を譲渡することができる。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とする。

(文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正)

第三条 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「時期までに製造供給するにたる」を「期間を通じて製造し、及び供給するに足りる」に、「第三条」を「次条」に改める。

第四条第一項中「見積つた」を「見積もつた」に、「予定部数」を「予定数」に改める。

第五条第一項中「一部当り」を「一点当たり」に改め、同条第二項中「付しよう」を「付そう」に、「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「左」を「次」に改め、同項第一号中「部数」を「数」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第七条中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改める。

第十条中「部数」を「数」に改める。

第十二条中「すみやかに」を「速やかに」に、「部数」を「数」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十三条中「責」を「責め」に、「の製造供給」を「を製造し、及び供給すること」に、「発行部数が五万部を越えない」を「発行数が五万を超えない」に、「やすく」を「安く」に改める。

第十四条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「信用状態」を「又は信用状態」に、「製造供給する」を「製造し、及び供給する」に改め、同項第四号中「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第二項中「ととのわない」を「調わない」に改める。

第十七条中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教材その他の」を削る。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律の一部改正）

第四条 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

義務教育諸学校の教科書等の無償に関する法律

第一条第一項中「教科用図書」を「教科書及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用の教材」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第五条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律

目次中「無償給付及び給与」を「無償給付等及び給与等」に改める。

第一条中「教科用図書」を「教科書等」に改める。

第二条第二項及び第三項を次のように改める。

2 この法律において「教科書等」とは、学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書（以下「教科書」という。）及び同法附則第九条に規定する教科用の教材をいう。

3 この法律において「発行」とは、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第二条第二項に規定する発行をいう。

「第二章 無償給付及び給与」を「第二章 無償給付等及び給与等」に改める。

第三条の見出しを「（教科書等の無償給付等）」に改め、同条中「教科用図書で」を「教科書等であつて、」に、「を購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付する」を「について、次の各号に掲げる区分に应じ、当該各号に定める措置を講ずる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 当該教科書等のうち図書であるもの 購入及び義務教育諸学校の設置者への無償給付

二 当該教科書等のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第

五条第一項において同じ。）であるもの 使用権（許諾により当該電磁的記録を児童又は生徒に使用

させることができる権利をいう。同項において同じ。）の購入及び義務教育諸学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

第四条中「教科用図書の」を「教科書等の」に、「より購入すべき教科用図書を購入する旨」を「よる措置を講ずるため」に改める。

第五条の見出しを「（教科書等の給与等）」に改め、同条第一項中「第三条」を「第三条（第一号に係る部分に限る。）」に、「教科用図書を」を「図書については」に、「給与する」を「給与し、同条（第二号に係る部分に限る。）の規定により国から移転を受けた使用权に係る電磁的記録については、児童又は生徒に無償で使用させる」に改め、同条第二項中「教科用図書を「教科書等」に、「給与しない」を「給与せず、又は無償で使用させない」に改める。

第六条中「教科用図書の無償給付及び給与」を「前三条の規定による措置」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九条中「教科用図書の無償給付及び給与」を「第三条から第五条までの規定による措置」に改める。

第十条中「教科用図書」を「教科書等」に、「市」を「市町村」に改め、「町村」を削る。

第十一条の見出しを「（教科書等選定審議会）」に改め、同条第一項中「行なおうとする」を「行う」に、「教科用図書選定審議会」を「教科書等選定審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十二条第一項中「教科用図書採択地区」を「教科書等の採択に係る地区」に改め、同条第二項中「変更しようとする」を「変更する」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条の見出しを「（教科書等の採択）」に改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書等」に、「きいて」を「聴いて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「教科用図書」を「教科書等」に改め、同条第六項中「採択」を「採択（教科書の採択に限る。）」に、「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）」を「臨時措置法」に、「教科用図書の」を「教科書の」に改め、同項ただし書を削る。

第十四条の見出しを「（同一教科書等を採択する期間）」に改め、同条中「教科用図書」を「教科書

等」に改める。

第十五条（見出しを含む。）及び第十六条第二項中「教科用図書」を「教科書等」に改める。

第十八条第一項中「教科用図書（学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）」を「教科書」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同項第一号ハ中「教科用図書」を「教科書」に改める。

第十九条から第二十一条までの規定中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改める。

第二十二条中「教科用図書の」を「教科書の」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改める。

附則第三項から第十二項までを削る。

（著作権法の一部改正）

第六条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「（同条第四項）を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項）に、「第三十三条の三第一項」を「若しくは第二項」に改める。

第三十三条の見出しを「(教科書等への掲載等)」に改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書」に改め、「(同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)」を削り、「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「教科用図書」を「教科書」に改め、「掲載」の下に「並びにその掲載された著作物の利用」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「教科用図書」を「教科書」に改め、「用途」の下に「前項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教科書に掲載された著作物は、義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)第十三条の規定による教科書の採択、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第二項に規定する発行その他これらに準ずる行為として文部科学省令で定めるもの又は学校教育の目的上必要な教科書としての通常の使用(営利を目的としないものに限る。)に伴って、必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害すること

となる場合は、この限りでない。

第三十三條の二を削る。

第三十三條の三第一項中「教科用図書」を「教科書」に改め、同条第四項中「教科用図書」を「教科書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を「教科用拡大図書等」に、「教科用図書を」を「教科書を」に、「当該教科用拡大図書等を頒布する」を「当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等に掲載された著作物の公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う」に、「第三十三條第二項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により作成された教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項及び次項において「教科用拡大図書等」という。）に複製された著作物は、前項に規定する児童又は生徒の学習の用に供する

ために必要と認められる限度において、当該教科用拡大図書等の使用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第三十三条の三を第三十三条の二とする。

第三十七条第三項中「第百二条第四項」を「第百二条第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第四十七条の六第一項第一号中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「第三十三条の三第一項」を削る。

第四十七条の七本文中「（同条第四項）」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項）に、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同条ただし書中「第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項」の下に「第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、「第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項」の下に「第三十三条第

二項」を加える。

第四十八条第一項第一号中「（同条第四項）」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項）」に、「第三十三條の三第一項」を「若しくは第二項」に改める。

第四十九条第一項第一号中「第九項第一号」の下に「第三十三條第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）」を加え、「第三十三條の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同条第二項第一号中「第三十三條の三第一項」を削り、同項第二号中「第三十條の三」の下に「第三十三條第二項、第三十三條の二第二項」を加える。

第七十一条第一号中「第三十三條第二項（同条第四項）」を「第三十三條第三項（同条第五項）」に、「第三十三條の二第二項又は第三十三條の三第二項」を「又は第三十三條の二第三項」に改める。

第七十四条第一項中「第三十三條第二項（同条第四項）」を「第三十三條第三項（同条第五項）」に、「第三十三條の二第二項、第三十三條の三第二項」を「第三十三條の二第三項」に改める。

第八十六条第一項中「（同条第四項）」を「及び第二項（これらの規定を同条第五項）」に、「第三十三條の三第一項及び第四項」を「第二項及び第五項」に改め、「第三十一条第一項第一号」の下に「第三十

三条第二項ただし書（同条第五項において準用する場合を含む。）、「第三十三條の二第二項ただし書」を加え、同条第二項第二号中「第七項第一号」の下に「、第三十三條第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「第三十三條の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同条第三項中「第三十三條の二第一項、第三十三條の三第四項」を「第三十三條第二項、第三十三條の二第二項及び第五項」に改め、「第三十一條第五項」の下に「、第三十三條第二項ただし書、第三十三條の二第二項ただし書」を加える。

第一百二條第一項中「第九項第一号」を「第八項第一号」に、「第三十二條」を「第三十三條の二」に、「著作隣接権の目的となつてゐる実演」を「著作隣接権の目的となつてゐる実演」に改め、「準用し」及び「、第三十三條から第三十三條の三までの規定は、著作隣接権の目的となつてゐる放送又は有線放送の利用について」を削り、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、「係る自動公衆送信」と「の下に「、第三十三條第三項中「その旨を著作者」とあるのは「実演を利用する場合にあつてはその旨を実演家」と」を加え、同条第二項中「（同条第四項）」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項）」に、「第三十三條の三第一項」を「若しくは第二項」に改め、「若しくは第四項」を削り、同条中第三

項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項第一号中「第九項第一号」の下に「、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同項第五号中「第三十三条の三第一項又は」及び「若しくは第四項」を削り、同項を同条第八項とする。

第二百二条の二中「同条第七項及び第八項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第二百三条中「から第三十三条の三までの規定による」を「及び第三十三条の二の規定による実演、レコード、」に改める。

（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正）

第七条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、同条第二項中「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、「（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「教科用図書を」を「教科書を」に改め、同条第三項中「製造供給する」を

「製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給する」に改め、同条第四項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第四条の見出しを「（教科書発行者の責務）」に改め、同条中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第五条の見出し中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第一項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、同条第二項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第三項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第六条第二項及び第三項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第七条、第八条（見出しを含む。）及び第九条第一項中「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第十条の見出し中「無償給付」を「無償給付等」に改め、同条中「検定教科用図書等」を「教科書」に、「を購入し、小中学校の設置者に無償で給付する」を「について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 当該教科用特定図書等のうち図書であるもの 購入及び小中学校の設置者への無償給付
- 二 当該教科用特定図書等のうち電磁的記録であるもの 使用权（許諾により当該電磁的記録を視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に使用させることができる権利をいう。第十二条第一項において同じ。）の購入及び小中学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

第十一条中「より購入すべき教科用特定図書等を購入する旨」を「よる措置を講ずるため」に改める。

第十二条の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条第一項中「第十条」を「第十条（第一号に係る部分に限る。）」に、「教科用特定図書等」を「図書については」に、「給与する」を「給与し、同条（第二号に係る部分に限る。）の規定により国から移転を受けた使用权に係る電磁的記録については、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に無償で使用させる」に改め、同条第二項中

「給与しない」を「給与せず、又は無償で使用させない」に改める。

第十三条中「教科用特定図書等の無償給付及び給与」を「前三条の規定による措置」に改める。

第十五条中「教科用特定図書等の無償給付及び給与」を「第十条から第十二条までの規定による措置」に改める。

第十六条第一項第一号中「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、同項第二号中「附則第九条第一項に規定する教科用図書」を「附則第九条に規定する教科用の教材」に改める。

第十七条第一項中「部数」を「数」に改める。

附則第四条中「第三十三条の三第一項及び第二項、」を「第三十三条の二第一項（同法第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び」に改め、「並びに第百二条第三項」を削り、「第三十三条の三第一項中」を「第三十三条の二第一項中」に、「教科用図書」を「教科書」に、「同条第二項中「当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは、「当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によつて当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の三第四項」とあるのは「第三十三条の三第一項及び第四項」と、同法第百二条第三項中「レコード

を」とあるのは「レコードについて、」と、「その複製物」とあるのは「、送信可能化を行い、若しくはその複製物」を「同法第八十六条第三項中「第三十三条の二第二項及び第五項」とあるのは「第三十三条の二第二項、第二項及び第五項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（教科用図書等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の学校教育法（以下この条において「旧学校教育法」という。）第三十四条第一項（旧学校教育法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（次項において「教科用図書」という。）であるものは、第一条の規定による改正後の学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書（次項及び第六項において「教科書」という。）とみなす。

2 前項の規定により教科書とみなされた教科用図書（以下この条において「特定教科書」という。）の内

容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材の使用については、旧学校教育法第三十四条第二項及び第三項（これらの規定を旧学校教育法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧学校教育法第三十四条第二項中「前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）」とあるのは「学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第二条第二項に規定する特定教科書（次項において「特定教科書」という。）」と、同項とあるのは「同法第一条の規定による改正後の第三十四条第一項」と、「教科用図書に」とあるのは「同項に規定する教科書（次項において「教科書」という。）に」と、同条第三項中「教科用図書を」とあるのは「教科書を」と、「教科用図書に用いられた」とあるのは「特定教科書に用いられた」と、「教科用図書に代えて」とあるのは「教科書に代えて」とする。

特定教科書に掲載された著作権の目的となっている著作物（著作隣接権の目的となっている放送又は有線放送を含む。第五項において「著作物」という。）の前項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧学校教育法第三十四条第二項に規定する教材（以下この条において「教科書代替教材」という。）への掲載及び教科書代替教材の使用に伴う利用については、第六条の規定による改正前の著作権法（以下この条において「旧著作権法」という。）第三十三条の二第一項（旧著作権法第八十六条第一項及び第三項並びに第一百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧著作権法第三十三条の二第一項中「教科用図書に掲載された」とあるのは「学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第二条第二項に規定する特定教科書に掲載された」と、「教科用図書代替教材（学校教育法第三十四条第二項又は第三項（これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「同条第三項に規定する教科書代替教材」と、「教科用図書代替教材の当該使用」とあるのは「当

該教科書代替教材の同法第一条の規定による改正後の学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書に代
 えての使用」とする。

4 前項の場合における第六条の規定による改正後の著作権法の規定の適用については、次の表の上欄に掲
 げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条第二項 第一号	又は第三十四 条第一項	若しくは第三十四条第一項又は学校教育法等の一部を改正する法律 （令和八年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第二条 第三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第六 条の規定による改正前の第三十三条の二第一項（以下「なお効力を 有する第三十三条の二第一項」という。）
第四十七条の六 第一項第三号	又は第四十七 条	若しくは第四十七条又はなお効力を有する第三十三条の二第一項
第四十七条の七	又は第四十七 条の五	若しくは第四十七条の五又はなお効力を有する第三十三条の二第一 項

	第四十八条第一 項第一号	若しくは第四 十七条の五 第一項	若しくは第四十七 条第一項又はな お効力を有する 第三十三條の二 第二項
第四十九條第一 項第一号	又は第四十七 条の五第一項	若しくは第四十七 条の五第一項又 はなお効力を有 する第三十三條 の二第二項	若しくは第四十七 条の五第一項又 はなお効力を有 する第三十三條 の二第二項
第四十九條第二 項第一号	又は第四十七 条第一項若し くは第三項	若しくは第四十七 条第一項若しく は第三項又はな お効力を有する 第三十三條の二 第一項	若しくは第四十七 条第一項若しく は第三項又はな お効力を有する 第三十三條の二 第一項
第八十六條第二 項第二号	又は第四十七 条の五第一項	若しくは第四十七 条の五第一項又 は改正法附則第 二條第三項の規 定によりなおそ の効力を有する こととされる改 正法第六條の規 定による改正前 の第三十三條の 二第一項	若しくは第四十七 条の五第一項又 は改正法附則第 二條第三項の規 定によりなおそ の効力を有する こととされる改 正法第六條の規 定による改正前 の第三十三條の 二第一項

第二百二条第二項	第四十七條	第四十七條若しくは改正法附則第二條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第六條の規定による改正前の第二百二条第一項において準用する改正法第六條の規定による改正前の第三十三條の二第一項（第八項第一号において「なお効力を有する準用第三十三條の二第一項」という。）
第二百二条第八項	又は第四十七條	若しくは第四十七條の五第一項又はなお効力を有する準用第三十三條の二第一項
第一号	條の五第一項	條の二第一項

5 第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧著作権法第三十三條の二第一項の規定による教科書代替教材への著作物の掲載に係る特定教科書を発行する者への通知及び著作権者（放送又は有線放送を利用する場合にあつては、著作隣接権者）への補償金の支払については、なお従前の例による。

6 令和十年三月三十一日までに教科書となつた教科用の教材（文部科学大臣の検定を経たものに限る。）については、特定教科書とみなして、第二項から前項までの規定を適用する。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に第五条の規定による改正前の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（次項において「旧無償措置法」という。）第十八条第一項の規定により文部科学大臣がした教科用図書発行者の指定は、第五条の規定による改正後の義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（次項において「新無償措置法」という。）第十八条第一項の規定により文部科学大臣がした教科書発行者の指定とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧無償措置法第十八条第一項の申請は、新無償措置法第十八条第一項の申請とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（産業教育振興法の一部改正）

第六条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百一十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（教科書）」に改め、同条中「教科用図書」を「教科書」に、「基き」を「基づき」に改める。

（高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正）

第七条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「教科用図書」を「教科書」に改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書」に改める。

（特別支援学校への就学奨励に関する法律の一部改正）

第八条 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「教科用図書」を「学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書及び同法附則第九条に規定する教科用の教材」に改める。

(文部科学省設置法の一部改正)

第九条 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「教科用図書」を「教科書」に改め、同項第十一号中「教科用図書その他の教授上用いられる図書」を「教科書」に、「教科用図書の」を「教科書等（義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する教科書等をいう。）の」に改める。

附則第二項中「教科用図書」を「教科書」に改める。

(著作権法の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「新法第百二条第九項」を「著作権法第百二条第八項」に改める。

理 由

情報通信技術の進展に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため、小学校等において電磁的記録を含む教科書の使用を可能とするとともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第一条関係）	1
○	教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号）（抄）（第二条関係）	3
○	文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第四百十九号）（抄）（第三条関係）	7
○	義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）（抄）（第四条関係）	11
○	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）（抄）（第五条関係）	12
○	著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）（第六条関係）	24
○	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）（抄）（第七条関係）	41
○	産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）（抄）（附則第六条関係）	49
○	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）（抄）（附則第七条関係）	50
○	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）（抄）（附則第八条関係）	51
○	文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）（附則第九条関係）	53
○	著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）（抄）（附則第十条関係）	54

改 正 案	現 行
第三十四条 小学校においては、教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用の教材又は文部科学省が著作の名義を有する教科用の教材をいう。次項及び附則第九条において同じ。）を使用しなければならない。 （削る）	第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。 ② 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができ ③ 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用

② 教科書以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。 ③ 第一項の検定の申請に係る教科用の教材に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。	附 則 第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、教科書以外の教科用の教材を使用することができる。 （削る）
④ 図書に代えて当該教材を使用することができる。 ⑤ 教科用図書及び第二項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。 ⑥ 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。	附 則 第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。 ② 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

○ 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二条 この法律において「教科書」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項に規定する教科書をいう。 2 この法律において「発行」とは、教科書を製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。 第三条 教科書には、文部科学省令で定めるところにより、著作者の氏名又は名称、発行者の氏名又は名称及び住所、発行の年月日その他文部科学省令で定める事項を記載しなければならない。 （削る）	第二条 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。 2 この法律において「発行」とは、教科書を製造供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。 第三条 教科書には、その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名住所及び発行の年月日、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。 2 著作者及び発行者が法人その他の団体であるときは、団体名及びその代表者名を併記するものとする。 3 印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印刷所の名称及びその所在地をも記載しなければならない。

第六条 文部科学大臣は、第四条の届出に基づき<u>目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）第十八条第一項に規定する教科書発行者の届出に基づくものに限る。）</u>を作成し、都道府県<u>の教育委員会にこれを送付するものとする。</u> 2 都道府県<u>の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、配布するものとする。</u> 3 （略）	ない。 第六条 文部科学大臣は、第四条の届出に基づき<u>目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）</u>を作成し、都道府県<u>の教育委員会にこれを送付するものとする。</u> 2 都道府県<u>の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。</u> 3 （略）
第七条 市町村の教育委員会並びに<u>学校教育法第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県<u>の教育委員会に報告しなければならない。</u></u> 2 （略） 第八条 文部科学大臣は、前条第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び数の指示（以下「発行の指示」という。）をしなければならない。	第七条 市町村の教育委員会並びに<u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県<u>の教育委員会に報告しなければならない。</u></u> 2 （略） 第八条 文部科学大臣は、前条第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数の指示（以下「発行の指示」という。）をしなければならない。

第九条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。 一 (略) 二 発行者の事業能力又は信用状態が教科書の発行に不適當と認められるとき。 三・四 (略) 五 義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律第二十一条の規定により発行の指示を取り消したとき。	第九条 文部科学大臣は、左の各号の一に当る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。 一 (略) 二 発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不適當と認められるとき。 三・四 (略) 五 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第二十一条の規定により発行の指示を取り消したとき。
第十条 (略) 2 発行者は、第二条第二項の文部科学省令で定める供給の方法ごとに供給のために必要な行為として文部科学省令で定める行為が完了するまで、発行の責任を負うものとする。	第十条 (略) 2 発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。
3 (略) 第十二条 発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行数に応じて定価の百分の一に相当する額の保証金を、現金又は文部科学省令の定める種類の有価証券をもつて文部科学大臣に納めなければならない。	3 (略) 第十二条 発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行部数に応じて定価の一分にあたる保証金を、現金又は文部科学省令の定める種類の有価証券をもつて文部科学大臣に納めなければならない。
第十三条 保証金は、第十条第一項の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその債権を譲渡することができない。ただし、同項の義務に係る業務の履行の状況が、当該義務を相当程度履行したものと	第十三条 保証金は、第十条の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその債権を譲渡することができない。

して文部科学省令で定める状況にある場合は、同項の義務の履行が完了する前においても、文部科学省令で定めるところにより、その一部の還付を請求し、又は当該請求に係る債権を譲渡することができる。

(削る)

第十八条 (略)

第十八条 この法律の規定は、教科書以外の教授上用いられる図書であつて、文部科学大臣の指定したものに、これを準用する。

第十九条 (略)

改 正 案	現 行
（資格審査） 第二条 （略） 2 前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するために、出版権を取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする期間を通じて製造し、及び供給するに足りる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、次条の規定による競争を行わせるに先立つて審査することを目的とする。 （保証金） 第四条 競争に加わろうとする者は、現金又は国債をもつて、その見積もつた予定製造原価に最初に発行する予定数を乗じて得た額の百分の一以上の保証金を納めなければならない。 2 （略） （入札） 第五条 競争は、教科書一点当たりの製造原価について入札の方法によつて行い、文部科学大臣の予定した製造原価以内において最も低額の入札をした者に出版権を設定するものとする。 2 競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算し少なくとも十日前に、官報、新聞紙、掲示そ	（資格審査） 第二条 （略） 2 前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するために、出版権を取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする時期までに製造供給するにたる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、第三条の規定による競争を行わせるに先立つて審査することを目的とする。 （保証金） 第四条 競争に加わろうとする者は、現金又は国債をもつて、その見積もつた予定製造原価に最初に発行する予定部数を乗じて得た額の百分の一以上の保証金を納めなければならない。 2 （略） （入札） 第五条 競争は、教科書一部当りの製造原価について入札の方法によつて行い、文部科学大臣の予定した製造原価以内において最も低額の入札をした者に出版権を設定するものとする。 2 競争に付しようとするときは、その入札期日の前日から起算し少なくとも十日前に、官報、新聞紙、掲示そ

他の方法をもつて公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。 3 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。 一 教科書の種類及び最初に発行を予定される数 二 五 (略) (削る)	他の方法をもつて公告しなければならない。但し、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。 3 前項の規定による公告は、左に掲げる事項について行うものとする。 一 教科書の種類及び最初に発行を予定される部数 二 五 (略) 4 前項第三号の製造原価の算出の基礎については、あらかじめ文部科学省令で定める。
4・5 (略) (再度の入札) 第七条 開札の場合において各人の入札のうち、第五項の規定により予定した製造原価の制限に達したものがなくときは、直ちに、再度の入札をすることができる。	5・6 (略) (再度の入札) 第七条 開札の場合において各人の入札のうち、第五項の規定により予定した製造原価の制限に達したものがなくときは、直ちに、再度の入札をすることができる。
(発行義務) 第十条 出版権の設定を受けた者（以下「出版権者」という。）は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三十二号）第八条の規定により、文部科学大臣が都道府県教育委員会の報告した教科書の需要数を基礎にして発行すべき教科書の種類及び数を指示したときは、その指示した発行を引き受けなければならない。	(発行義務) 第十条 出版権の設定を受けた者（以下「出版権者」という。）は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三十二号）第八条の規定により、文部科学大臣が都道府県教育委員会の報告した教科書の需要数を基礎にして発行すべき教科書の種類及び部数を指示したときは、その指示した発行を引き受けなければならない。
(出版料納付の義務) 第十二条 出版権者は、発行の指示があつたときは、速	(出版料納付の義務) 第十二条 出版権者は、発行の指示があつたときは、す

やかに発行の指示があつた数に應じ、定価（出版料相当額を除く。）の百分の二から百分の十六・六までの範囲内で文部科学省令の定めるところにより算定した額の出版料を国庫に納付しなければならない。ただし、文部科学大臣は、発行の指示があつた日から四箇月を限度として、出版料納付の時期を定めることができる。

（出版料の減免）

第十三条 文部科学大臣は、出版権者が災害その他出版権者の責めに帰することのできない事由によつて教科書の全部若しくは一部を製造し、及び供給することができなくなり、出版料の納付が困難であると認められるとき、又は教科書の発行数が五万を超えない場合において、義務教育上の見地から特にその定価を安くする必要があると認められるときは、出版料を軽減し、又は免除することができる。

（出版権の消滅）

第十四条 次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。

一 出版権者の事業能力又は信用状態が出版権設定当時の状況より低下し、教育上支障のないように教科書を製造し、及び供給することができないと認められるに至つたとき。

二・三 （略）

四 義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法

みやかに発行の指示があつた部数に應じ、定価（出版料相当額を除く。）の百分の二から百分の十六・六までの範囲内で文部科学省令の定めるところにより算定した額の出版料を国庫に納付しなければならない。但し、文部科学大臣は、発行の指示があつた日から四箇月を限度として、出版料納付の時期を定めることができる。

（出版料の減免）

第十三条 文部科学大臣は、出版権者が災害その他出版権者の責めに帰することのできない事由によつて教科書の全部若しくは一部の製造供給ができなくなり、出版料の納付が困難であると認められるとき、又は教科書の発行部数が五万部を超えない場合において、義務教育上の見地から特にその定価をやすくする必要があると認められるときは、出版料を軽減し、又は免除することができる。

（出版権の消滅）

第十四条 左の各号の一に該当する事由がある場合には、文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。

一 出版権者の事業能力、信用状態が出版権設定当時の状況より低下し、教育上支障のないように教科書を製造供給することができないと認められるに至つたとき。

二・三 （略）

四 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法

律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十九条の規定により文部科学大臣が教科書発行者の指定を取り消したとき。 2 第十一条の協議が調わないときは、出版権者又は文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。 （文部科学省が著作の名義を有する他の著作物への準用） 第十七条 この法律の規定は、政令の定めるところにより、教科書以外の教授上用いられる著作物であつて文部科学省が著作の名義を有するものに準用する。	律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十九条の規定により文部科学大臣が教科用図書発行者の指定を取り消したとき。 2 第十一条の協議がととのわないときは、出版権者又は文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。 （文部科学省が著作の名義を有する他の著作物への準用） 第十七条 この法律の規定は、政令の定めるところにより、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教材その他の教科書以外の教授上用いられる著作物であつて文部科学省が著作の名義を有するものに準用する。
--	---

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
義務教育諸学校の教科書等の無償に関する法律 （趣旨） 第一条 義務教育諸学校の教科書及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用の教材は、無償とする。 2 （略）	義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律 （趣旨） 第一条 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。 2 （略）

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律 目次 第一章（略） 第二章 無償給付等及び給与等（第三条―第九条） 第三章（略） 第四章（略） 第五章（略） 附則 （この法律の目的） 第一条 この法律は、教科書等の無償給付その他義務教育諸学校の教科書等を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科書等の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。 （定義） 第二条（略） 2 この法律において「教科書等」とは、学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書（以下「教科書」と	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 目次 第一章（略） 第二章 無償給付及び給与（第三条―第九条） 第三章（略） 第四章（略） 第五章（略） 附則 （この法律の目的） 第一条 この法律は、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。 （定義） 第二条（略） 2 この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八

いう。)及び同法附則第九条に規定する教科用の教材をいう。

3 この法律において「発行」とは、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第二条第二項に規定する発行をいう。

第二章 無償給付等及び給与等

（教科書等の無償給付等）

第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科書等であつて、第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

一 当該教科書等のうち図書であるもの 購入及び義務教育諸学校の設置者への無償給付

二 当該教科書等のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五条第一項において同じ。）であるもの 使用权（許諾により当該電磁的記録を児童又は生徒に使用させることができる権利をいう。同項において同じ。）の購入及び義務教育諸学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)及び附則第九条第一項に規定する教科用図書をいう。

3 この法律において「発行」とは、教科用図書を製造供給することをいう。

第二章 無償給付及び給与

（教科用図書の無償給付）

第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。

（新設）

（新設）

(契約の締結)

第四条 文部科学大臣は、教科書等の発行者と、前条の規定による措置を講ずるための契約を締結するものとする。

(教科書等の給与等)

第五条 義務教育諸学校の設置者は、第三条(第一号に係る部分に限る。)の規定により国から無償で給付された図書については、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与し、同条(第二号に係る部分に限る。)の規定により国から移転を受けた使用権に係る電磁的記録については、児童又は生徒に無償で使用するものとする。

2 学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与せず、又は無償で使用させないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第六条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、前三条の規定による措置の実施に関し必要な事務を行うものとする。

(政令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、第三条から第五条までの規定による措置に関し必要な事項は、政令で定める。

(契約の締結)

第四条 文部科学大臣は、教科用図書の発行者と、前条の規定により購入すべき教科用図書を購入する旨の契約を締結するものとする。

(教科用図書の給与)

第五条 義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

2 学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第六条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用図書の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行なうものとする。

(政令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、教科用図書の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県教育委員会の任務)

第十条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科書等の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科書等の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科書等選定審議会)

第十一条 都道府県教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行うときは、あらかじめ教科書等選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

2・3 (略)

(採択地区)

第十二条 都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科書等の採択に係る地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更するときは、あらかじめ市町村教育委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県教育委員会は、採択地区を設定し、又は

(都道府県教育委員会の任務)

第十条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2・3 (略)

(採択地区)

第十二条 都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県教育委員会は、採択地区を設定し、又は

変更したときは、速やかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科書等の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科書等の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目（教科書等の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科書等について行うものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科書等の採択は、あらかじめ選定審議会の意見を聴いて、種目ごとに一種の教科書等について行うものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科書等については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科書等の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科書等の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択

変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採

地区協議会」という。)を設けなければならない。
5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書等を採択しなければならない。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択(教科書の採択に限る。)は、臨時措置法第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に記載された教科書のうちから行わなければならない。

(同一教科書等を採択する期間)
第十四条 義務教育諸学校において使用する教科書等については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科書等を採択するものとする。

(採択した教科書等の種類等の公表)
第十五条 市町村の教育委員会、都道府県教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長は、義務教育諸学校において使用する教科書等を採択したときは、遅滞なく、当該教科書等の種類、当該教科書等を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

(指定都市に関する特例)

地区協議会」という。)を設けなければならない。
5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号。以下「臨時措置法」という。)第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に記載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)
第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(採択した教科用図書の種類等の公表)
第十五条 市町村の教育委員会、都道府県教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

(指定都市に関する特例)

第十六条 (略)

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科書等として、種目ごとに一種の教科書等を選択する。

3 (略)

(発行者の指定)

第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科書の発行を担当する者で次に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科書発行者として指定する。

一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ・ロ (略)

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条若しくは第二百三十三条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（

第十六条 (略)

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を選択する。

3 (略)

(発行者の指定)

第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ・ロ (略)

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条若しくは第二百三十三条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法

平成十二年法律第百三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過していない者

ニ・ホ（略）

二（略）

2（略）

（指定の取消し）

第十九条 文部科学大臣は、教科書発行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、前条第一項の指定を取り消さなければならない。

一・二（略）

（報告及び資料の提出）

第二十条 文部科学大臣は、教科書発行者について、第十八条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、教科書発行者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（発行の指示の取消し）

第二十一条 文部科学大臣は、教科書発行者が第十九条の規定により指定を取り消されたときは、その者に係る臨時措置法第八条の規定による発行の指示を取り消さなければならない。

（臨時措置法との関係）

律（平成十二年法律第百三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過していない者

ニ・ホ（略）

二（略）

2（略）

（指定の取消し）

第十九条 文部科学大臣は、教科用図書発行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、前条第一項の指定を取り消さなければならない。

一・二（略）

（報告及び資料の提出）

第二十条 文部科学大臣は、教科用図書発行者について、第十八条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、教科用図書発行者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（発行の指示の取消し）

第二十一条 文部科学大臣は、教科用図書発行者が第十九条の規定により指定を取り消されたときは、その者に係る臨時措置法第八条の規定による発行の指示を取り消さなければならない。

（臨時措置法との関係）

第二十二條 教科書の発行及び教科書発行者については、この章に規定するもののほか、臨時措置法の定めるところによる。	附 則	
(削る)	附 則	
(削る)	3 昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の購入については、第三条中「第十三条から第十六条までの規定により採択されたもの」とあるのは、「当該義務教育諸学校について採択されたもの」とする。	(経過規定)
(削る)	4 当分の間、第五条の規定により教科用図書の給与を受ける児童及び生徒の範囲は、同条の規定にかかわらず、政令で定める。	
(削る)	5 (教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。 (略)	(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過規定)
	6 昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書については、この法律による改正後の教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第六条第一項の規定中「目録(義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用	

	(削る) 図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。」とあるのは「目録」と読み替えて同項の規定を適用する。
	(削る) (文部省設置法の一部改正) 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百十六号）の一部を次のように改正する。 (略)
	(削る) (文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正) 文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。 (略)
	(削る) (盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正) 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。 (略)
	(削る) (盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正に伴う経過規定) 当分の間、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は中学部の児童又は生徒で義務教育諸学校の教科用図

(削る)

(削る)

書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものについては、この法律による改正後の盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百十四号）第二条第一項各号列記以外の部分中「第二号から第六号まで」とあるのは「次の各号」と読み替えて同項の規定を適用する。

11| （就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正）

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

（略）

12| （就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

当分の間、この法律による改正後の就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条に規定する学齢児童又は学齢生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものの保護者については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する

法律第二条各号列記以外の部分中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「同法第二十一条第一項（同法第四十条で準用する場合を含む。）の教科用図書（以下「教科用図書」という。）若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、同条第一号中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「教科用図書若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、それぞれ読み替えて同条の規定を適用する。

○ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）（第六条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（同一性保持権） 第二十条 （略） 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。 一 第三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項若しくは第二項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの 二 四 （略） （教科書等への掲載等） 第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科書（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項に規定する教科書をいう。以下この条及び次条において同じ。）に掲載することができる。 2 教科書に掲載された著作物は、義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十三条の規定による教科書の採択、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第	（同一性保持権） 第二十条 （略） 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。 一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの 二 四 （略） （教科用図書等への掲載） 第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）に掲載することができる。 （新設）

百三十二号) 第二条第二項に規定する発行その他これらに準ずる行為として文部科学省令で定めるもの又は学校教育の目的上必要な教科書としての通常の使用(営利を目的としないものに限る。)に伴つて、必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができ。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

3 第一項の規定により著作物を教科書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、前項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

4 (略)

5 前各項の規定は、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信教育用学習図書及び教科書に係る教師用指導書(当該教科書を発行する者の発行に係るものに限る。)への著作物の掲載並びにその掲載された著作物の利用について準用する。

(削る)

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 (略)

4 前三項の規定は、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書(当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。)への著作物の掲載について準用する。

(教科用図書代替教材への掲載等)

第三十三條の二 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材(学校教育法第三十四條第二項又は第三項(これらの規定を同法第四十九條、第四十九條の

2	前項の規定により作成された教科用の図書その他の	(教科用拡大図書等の作成のための複製等) 第三十三条の二 教科書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。
(新設)	第三十三条の三 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。	2 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。 3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

複製物（点字により複製するものを除き、当該教科書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項及び次項において「教科用拡大図書等」という。）に複製された著作物は、前項に規定する児童又は生徒の学習の用に供するために必要と認められる限度において、当該教科用拡大図書等の使用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

3 教科用拡大図書等を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等に掲載された著作物の公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う場合にあっては、前条第三項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

5 | 4 |

（略）

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

2 |

前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、第三十三条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

4 | 3 |

（略）

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下この項及び第百二条第三項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第三項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

(翻訳、翻案等による利用)

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

(翻訳、翻案等による利用)

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

一 第三十条第一項、第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は前条第二項 翻訳、編曲、変形又は翻案

二 （略）

三 第三十三条の二第一項又は第四十七条 変形又は翻案

四 六 （略）

2 （略）

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四十七条の七 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第七項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十二条、第三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第二項若しくは第三項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

一 第三十条第一項、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は前条第二項 翻訳、編曲、変形又は翻案

二 （略）

三 第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第四十七条 変形又は翻案

四 六 （略）

2 （略）

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四十七条の七 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第七項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六

条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならぬ。

一 第三十二条、第三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項若しくは第二項、第三十七条第一項、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合

二・三 (略)

2・3 (略)

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若

の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならぬ。

一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第一項、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合

二・三 (略)

2・3 (略)

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若

しくは第九項第一号、第三十三條第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）、第三十三條の二第一項、第二項若しくは第五項、第三十五條第一項、第三十七條第三項、第三十七條の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三條第二項、第四十四條第一項から第三項まで、第四十七條第一項若しくは第三項、第四十七條の二又は第四十七條の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二六（略）

2

次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七條の翻訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製を、それぞれ行つたものとみなす。

一 第三十條第一項、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三條の二第一項、第三十五條第一項、第三十七條第三項、第三十七條の二本文、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七條第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七條の六

しくは第九項第一号、第三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項若しくは第四項、第三十五條第一項、第三十七條第三項、第三十七條の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三條第二項、第四十四條第一項から第三項まで、第四十七條第一項若しくは第三項、第四十七條の二又は第四十七條の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二六（略）

2

次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七條の翻訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製を、それぞれ行つたものとみなす。

一 第三十條第一項、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項、第三十五條第一項、第三十七條第三項、第三十七條の二本文、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七條第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的の

第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

- 二 第三十条の三、第三十三条第二項、第三十三条の二第二項又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者
- 三 七 (略)

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 第三十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)
又は第三十三条の二第三項の算出方法

二 (略)

(補償金等の供託)

第七十四条 第三十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第三項、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

ために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

- 二 第三十条の三又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者
- 三 七 (略)

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)
、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項の算出方法

二 (略)

(補償金等の供託)

第七十四条 第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

一五 (略)
24 (略)

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び第七項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第二項及び第五項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第一項第一号、第三十三条第二項ただし書(同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項ただし書、第三十五条第一項ただし書、第四十一条の二第一項ただし書、第四十二条の二第一項ただし書、第四十二条の三、第四十二条の四第二項ただし書、第四十二条の五第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条

一五 (略)
24 (略)

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び第七項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第一項第一号、第三十五条第一項ただし書、第四十一条の二第一項ただし書、第四十二条の二第一項ただし書、第四十二条の三、第四十二条の四第二項ただし書、第四十二条の五第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとす

第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

一 (略)

二 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第三十三条の二第一項、第二項若しくは第五項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

三・四 (略)

3 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第五項、第七項前段及び第八項、第三十二条第一項、第三十三条第二項、第三十三条の二第二項及び第五項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二(第二号を除く。)、第四十条第三項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二条

る。

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

一 (略)

二 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三十三条第二項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

三・四 (略)

3 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第五項、第七項前段及び第八項、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二(第二号を除く。)、第四十条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二条、第

条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第五項、第三十三条第二項ただし書、第三十三条の二第二項ただし書、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十一条の二第二項ただし書、第四十二条ただし書、第四十二条の二第二項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書並びに第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、第三十一条第二項中「著作権者の」とあるのは「出版権者の」と、「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは」とあるのは「第七十九条の出版権の設定を受けた者又は」と、第四十七条の五第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

(著作権隣接権の制限)

第百二条 第三十条第一項(第四号を除く。第八項第一号において同じ。)、第三十条の二から第三十三条の二まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二(第一号を除く。次項において同じ。)

第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第五項、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十一条の二第二項ただし書、第四十二条ただし書、第四十二条の二第二項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書並びに第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、第三十一条第二項中「著作権者の」とあるのは「出版権者の」と、「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは」とあるのは「第七十九条の出版権の設定を受けた者又は」と、第四十七条の五第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

(著作権隣接権の制限)

第百二条 第三十条第一項(第四号を除く。第九項第一号において同じ。)、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二(第一号を除く。次項において同じ。)

。）、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第三十条第三項及び第四十七条の七の規定は著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について、第四十四条第二項の規定は著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第一項第三号中「自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信」とあるのは「送信可能化（国外で行われる送信可能化」と、「含む。」とあるのは「含む。」に係る自動公衆送信」と、第三十三条第三項中「その旨を著作者」とあるのは「実演を利用する場合にあつてはその旨を実演家」と、第四十四条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二又は第百条の三」と、同条第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項又は第九十六条の二」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第三十二条、第三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項若しくは第二項、第三十七条第三項、第三十七条の二、

、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第三項及び第四十七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について準用し、第三十三条から第三十三条の三までの規定は、著作隣接権の目的となつてゐる放送又は有線放送の利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、第三十条第一項第三号中「自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信」とあるのは「送信可能化（国外で行われる送信可能化」と、「含む。」とあるのは「含む。」に係る自動公衆送信」と、第四十四条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二又は第百条の三」と、同条第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項又は第九十六条の二」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条の二第一項

第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項若しくは第四十七条の規定又は次項の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下「実演等」と総称する。）を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなればならない。

（削る）

8 | 3 |
3 | 7 |
（略）

次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行ったものとみなす。

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第二項若しくは第五項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一

、第四十二条、第四十二条の二第一項若しくは第四十七条の規定又は次項若しくは第四項の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下「実演等」と総称する。）を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなればならない。

3 |

第三十三条の三第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

9 | 4 |
3 | 8 |
（略）

次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行ったものとみなす。

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条

項若しくは第三項、第四十七條の二又は第四十七條の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二〇四 (略)

五 第三十七條第三項に定める目的以外の目的のために、第三項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者

(実演家人格権との関係)

第二百二條の二 前條の著作隣接權の制限に関する規定(同條第六項及び第七項の規定を除く。)は、実演家人格權に影響を及ぼすものと解釋してはならない。

(著作隣接權の譲渡、行使等)

第二百三條 第六十一條第一項の規定は著作隣接權の譲渡について、第六十二條第一項の規定は著作隣接權の消滅について、第六十三條及び第六十三條の二の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五條の規定は著作隣接權が共有に係る場合について、第六十六條の規定は著作隣接權を目的として質權が設定されている場合について、第六十七條(第一項第二号を除く。)、第六十七條の二(第一項

の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二〇四 (略)

五 第三十三條の三第一項又は第三十七條第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者

(実演家人格権との関係)

第二百二條の二 前條の著作隣接權の制限に関する規定(同條第七項及び第八項の規定を除く。)は、実演家人格權に影響を及ぼすものと解釋してはならない。

(著作隣接權の譲渡、行使等)

第二百三條 第六十一條第一項の規定は著作隣接權の譲渡について、第六十二條第一項の規定は著作隣接權の消滅について、第六十三條及び第六十三條の二の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五條の規定は著作隣接權が共有に係る場合について、第六十六條の規定は著作隣接權を目的として質權が設定されている場合について、第六十七條(第一項第二号を除く。)、第六十七條の二(第一項

ただし書を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第六十七条の三（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の可否に係る著作隣接権者の意思の確認ができない場合におけるこれらの利用について、第六十八条（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条本文及び第七十四条の規定は著作隣接権者に協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第二百二条第一項において準用する第三十三条及び第三十三条の二の規定による実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第六項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第二百条の四」と、第六十八条第二項中「第三十八条第二項及び第三項」とあるのは「第二百二条第一項において準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

ただし書を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第六十七条の三（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の可否に係る著作隣接権者の意思の確認ができない場合におけるこれらの利用について、第六十八条（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条本文及び第七十四条の規定は著作隣接権者に協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第二百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第六項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第二百条の四」と、第六十八条第二項中「第三十八条第二項及び第三項」とあるのは「第二百二条第一項において準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

○ 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）
（抄）（第七条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
(定義) 第二条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して教科書を複製した図書（以下「教科用拡大図書」という。）、点字により教科書を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって教科書に代えて使用し得るものをいう。 2 この法律において「教科書」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項に規定する教科書をいう。 3 この法律において「発行」とは、図書その他の教材を製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給することをいう。 4 この法律において「教科書発行者」とは、教科書の発行を担当する者であって、教科書の発行に関する臨	(定義) 第二条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書（以下「教科用拡大図書」という。）、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。 2 この法律において「検定教科用図書等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。 3 この法律において「発行」とは、図書その他の教材を製造供給することをいう。 4 この法律において「教科用図書発行者」とは、検定教科用図書等の発行を担当する者であって、教科書の

時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第八條の発行の指示を承諾したものをいう。

5
（略）

（教科書発行者の責務）

第四條 教科書発行者は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、その発行をする教科書について、適切な配慮をするよう努めるものとする。

（教科書発行者による電磁的記録の提供等）

第五條 教科書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする教科書に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者（次項において「文部科学大臣等」という。）に提供しなければならない。

2 教科書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3 国は、教科書発行者による教科書に係る電磁的記録の提供の方法及び当該電磁的記録の教科用特定図書等の作成への活用に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第八條の発行の指示を承諾したものをいう。

5
（略）

（教科用図書発行者の責務）

第四條 教科用図書発行者は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、その発行をする検定教科用図書等について、適切な配慮をするよう努めるものとする。

（教科用図書発行者による電磁的記録の提供等）

第五條 教科用図書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者（次項において「文部科学大臣等」という。）に提供しなければならない。

2 教科用図書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3 国は、教科用図書発行者による検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供の方法及び当該電磁的記録の教科用特定図書等の作成への活用に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

（教科用特定図書等の標準的な規格の策定等）

第六条（略）

2 教科書発行者は、指定種目（教科書の教科ごとに分類された単位のうち文部科学大臣が指定するものをいう。次項において同じ。）の教科書に係る標準教科用特定図書等（前項の規格に適合する教科用特定図書等をいう。以下同じ。）の発行に努めなければならない。

3 国は、教科書発行者による指定種目の教科書に係る標準教科用特定図書等の発行に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

（発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等の推進）

第七条 国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であつて教科書において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

（障害その他の特性に適切な配慮がなされた教科書の普及）

第八条 国は、障害その他の特性の有無にかかわらずできる限り多くの児童及び生徒が教科書を使用して学習することができるよう適切な配慮がなされた教科書の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

（教科用特定図書等の標準的な規格の策定等）

第六条（略）

2 教科用図書発行者は、指定種目（検定教科用図書等の教科ごとに分類された単位のうち文部科学大臣が指定するものをいう。次項において同じ。）の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等（前項の規格に適合する教科用特定図書等をいう。以下同じ。）の発行に努めなければならない。

3 国は、教科用図書発行者による指定種目の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等の発行に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

（発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等の推進）

第七条 国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であつて検定教科用図書等において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

（障害その他の特性に適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及）

第八条 国は、障害その他の特性の有無にかかわらずできる限り多くの児童及び生徒が検定教科用図書等を使用して学習することができるよう適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

（小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用等）

第九条 小中学校（小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び義務教育学校をいい、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下単に「特別支援学級」という。）を除く。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含み、特別支援学級を除く。以下同じ。）においては、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が、その障害の状態に応じ、採択された教科書に代えて、当該教科書に係る教科用特定図書等を使用することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

2（略）

（小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付等）

第十条 国は、毎年度、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が教科書に代えて使用する教科用特定図書等について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

一 当該教科用特定図書等のうち図書であるもの購入及び小中学校の設置者への無償給付

二 当該教科用特定図書等のうち電磁的記録であるものの使用権（許諾により当該電磁的記録を視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に使用させることができる権利をいう。第十二条第一項において同じ）

（小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用等）

第九条 小中学校（小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び義務教育学校をいい、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下単に「特別支援学級」という。）を除く。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含み、特別支援学級を除く。以下同じ。）においては、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が、その障害の状態に応じ、採択された検定教科用図書等に代えて、当該検定教科用図書等に係る教科用特定図書等を使用することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

2（略）

（小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付）

第十条 国は、毎年度、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を購入し、小中学校の設置者に無償で給付するものとする。

（新設）

（新設）

。の購入及び小中学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

(契約の締結)

第十一条 文部科学大臣は、教科用特定図書等の発行をする者と、前条の規定による措置を講ずるための契約を締結するものとする。

(教科用特定図書等の給与等)

第十二条 小中学校の設置者は、第十条(第一号に係る部分に限る。)の規定により国から無償で給付された図書については、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に給与し、同条(第二号に係る部分に限る。)の規定により国から移転を受けた使用権に係る電磁的記録については、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に無償で使用させるものとする。

2 学年の中途において転学した視覚障害その他の障害のある児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用特定図書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与せず、又は無償で使用させないものとする。

(都道府県教育委員会の責務)

第十三条 都道府県教育委員会は、政令で定めるところにより、前三条の規定による措置の実施に関し必要

(契約の締結)

第十一条 文部科学大臣は、教科用特定図書等の発行をする者と、前条の規定により購入すべき教科用特定図書等を購入する旨の契約を締結するものとする。

(教科用特定図書等の給与)

第十二条 小中学校の設置者は、第十条の規定により国から無償で給付された教科用特定図書等を、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に給与するものとする。

2 学年の中途において転学した視覚障害その他の障害のある児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用特定図書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県教育委員会の責務)

第十三条 都道府県教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用特定図書等の無償給付及び給与の実

な事務を行うものとする。

(政令への委任)

第十五条 第十条から前条までに規定するもののほか、第十条から第十二条までの規定による措置に関し必要な事項は、政令で定める。

(標準教科用特定図書等の需要数の報告)

第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

一 小中学校について採択された教科書に係る標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもののうち、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が当該教科書に代えて使用するもの

二 特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校、中学校及び義務教育学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条に規定する教科用の教材として採択された標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもの

2

(略)

施に関し必要な事務を行うものとする。

(政令への委任)

第十五条 第十条から前条までに規定するもののほか、教科用特定図書等の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

(標準教科用特定図書等の需要数の報告)

第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

一 小中学校について採択された検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもののうち、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が当該検定教科用図書等に代えて使用するもの

二 特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校、中学校及び義務教育学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書として採択された標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもの

2

(略)

(標準教科用特定図書等の発行の通知等)

第十七条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による報告に基づき、標準教科用特定図書等の発行を予定している者にその発行をすべき標準教科用特定図書等の種類及び数を通知しなければならない。

2
(略)

附 則

(著作権法の特例)

第四条 前条に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十三条の二第一項(同法第二百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第八十六条第三項の規定の適用については、同法第三十三条の二第一項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教材を当該障害又は日本語に通じないことにより教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために増製し、又は提供し、若しくは提示するために必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の二第二項及び第五項」とあるのは「第三十三条の二第一項、第二項及び第五項」とする。

(標準教科用特定図書等の発行の通知等)

第十七条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による報告に基づき、標準教科用特定図書等の発行を予定している者にその発行をすべき標準教科用特定図書等の種類及び部数を通知しなければならない。

2
(略)

附 則

(著作権法の特例)

第四条 前条に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十三条の三第一項及び第二項、第八十六条第三項並びに第二百二条第三項の規定の適用については、同法第三十三条の三第一項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教材を当該障害又は日本語に通じないことにより教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために増製し、又は提供し、若しくは提示するために必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と、同法第二項中「当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは「、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によつて当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三

十三条の三第四項」とあるのは「第三十三条の三第一項及び第四項」と、同法第百二条第三項中「レコードを」とあるのは「レコードについて、」と、「その複製物」とあるのは「、送信可能化を行い、若しくはその複製物」とする。

○ 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）（抄）（附則第六条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（教科書） 第六条 産業教育に関する教科書の編修、検定及び発行 に關しては、産業教育の特殊性に基づき、特別の措置 が講ぜられなければならない。	（教科用図書） 第六条 産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び 発行に關しては、産業教育の特殊性に基づき、特別の措 置が講ぜられなければならない。

○ 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（教科書の編修、検定及び発行に関する特別措置） 第四条 通信教育に関する教科書の編修、検定及び発行に 関しては、その特殊性に鑑み、特別の措置が講ぜられ なければならない。 2 国は、政令で定めるところにより、通信教育に 関する教科書で政令で定めるものを発行する者に対し、 予算の範囲内において、その編修及び発行に要する経費 の一部を補助することができる。	（教科用図書の編修、検定及び発行に関する特別措置） 第四条 通信教育に関する教科用図書の編修、検定及び 発行に 関しては、その特殊性にかんがみ、特別の措置 が講ぜられなければならない。 2 国は、政令で定めるところにより、通信教育に 関する教科用図書で政令で定めるものを発行する者に対し 、予算の範囲内において、その編修及び発行に要する 経費の一部を補助することができる。

○ 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）（抄）（附則第八条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（国及び都道府県の行う就学奨励） 第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならぬ。 一 学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書及び同法附則第九条に規定する教科用の教材の購入費 二 六（略） 二 四（略）	（国及び都道府県の行う就学奨励） 第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならぬ。 一 教科用図書の購入費 二 六（略） 二 四（略）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 九（略） 十 教科書の検定に関すること。 十一 教科書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科書等（義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する教科書等をいう。）の無償措置に関すること。 十二 九十五（略） 2（略） 附 則 （所掌事務の特例） 2 文部科学省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科書及び特別支援学校の教科書の編修及び改訂に関する事務をつかさどる。	（所掌事務） 第四条 文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 九（略） 十 教科用図書の検定に関すること。 十一 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。 十二 九十五（略） 2（略） 附 則 （所掌事務の特例） 2 文部科学省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科用図書及び特別支援学校の教科用図書の編修及び改訂に関する事務をつかさどる。

改 正 案	現 行
附 則 （複製物の使用についての経過措置） 第二条 （略） 2 施行日前に旧法第百二条第一項において準用する旧法第三十条の四又は第四十七条の四から第四十七条の九までの規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の複製物の使用については、<u>著作権法第百二条第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>この場合において、旧法第百二条第九項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示（送信可能化を含む。第八号において同じ。）を行った」と、同項第八号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行つた」とする。	附 則 （複製物の使用についての経過措置） 第二条 （略） 2 施行日前に旧法第百二条第一項において準用する旧法第三十条の四又は第四十七条の四から第四十七条の九までの規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の複製物の使用については、<u>新法第百二条第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>この場合において、旧法第百二条第九項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示（送信可能化を含む。第八号において同じ。）を行った」と、同項第八号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行つた」とする。

○ <u>学校教育法</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄)	1
○ <u>教科書の発行に関する臨時措置法</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄)	4
○ <u>文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄) . . .	6
○ <u>義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄) . 9	
○ <u>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄)	10
○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (制定附則)	15
○ <u>著作権法</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄)	17
○ <u>障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法 律</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄)	29
○ <u>産業教育振興法</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄)	33
○ <u>高等学校の定時制教育及び通信教育振興法</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄)	34
○ <u>特別支援学校への就学奨励に関する法律</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄)	35
○ <u>文部科学省設置法</u> <u>e-Gov 法令検索</u> (抄)	36
○著作権法の一部を改正する法律 (抄)	41

令和8年4月1日 施行

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）

Law RevisionID:322AC0000000026_20260401_507AC0000000068

昭和二十二年法律第二十六号

学校教育法

第四章 小学校

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

② 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

③ 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

④ 教科用図書及び第二項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

⑤ 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

第五章 中学校

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第五章の二 義務教育学校

第四十九条の八 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、義務教育学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十九条の三」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十九条の三」と読み替えるものとする。

第六章 高等学校

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十八項まで及び第二十項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第七章 中等教育学校

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十八項まで及び第二十項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条、第五十八条の二及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

② 前項において準用する第五十三条又は第五十四条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第六十五条の規定にかかわらず、当該定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、六年以上とする。この場合において、第六十六条中「後期三年の後期課程」とあるのは、「後期三年以上の後期課程」とする。

第八章 特別支援教育

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条第一項、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第二十八条第二項の規定は特別支援学校の幼稚部に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

附 則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大

臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

- ② 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

平成29年4月1日 施行 現在施行

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
(平成二十八年法律第四十七号)

Law RevisionID:323AC0000000132_20170401_428AC0000000047

昭和二十三年法律第百三十二号

教科書の発行に関する臨時措置法

第二条 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

- 2 この法律において「発行」とは、教科書を製造供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。

第三条 教科書には、その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名住所及び発行の年月日、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。

- 2 著作者及び発行者が法人その他の団体であるときは、団体名及びその代表者名を併記するものとする。

- 3 印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印刷所の名称及びその所在地をも記載しなければならない。

第六条 文部科学大臣は、第四条の届出に基き目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。

- 3 発行者は、第四条によつて届け出た教科書の見本を、前条の教科書展示会に出品することができる。

第七条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

第八条 文部科学大臣は、前条第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数の指示（以下「発行の指示」という。）をしなければならない。

第九条 文部科学大臣は、左の各号の一に当る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。

- 一 需要数が教科書の発行に不十分なとき。
- 二 発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不適当と認められるとき。
- 三 発行者が文部科学大臣の指示した発行を引き受けないとき。
- 四 第十四条又は第十五条の規定により発行の指示の全部又は一部を取り消したとき。
- 五 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第二十一条の規定により発行の指示を取り消したとき。

第十条 発行の指示を承諾した者は、文部科学省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。

- 2 発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。
- 3 文部科学大臣は、必要に応じ、発行者から報告をとり、又はその業務の履行の状況を調査することができる。

第十二条 発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行部数に応じて定価の一分にあたる保証金を、現金又は文部科学省令の定める種類の有価証券をもって文部科学大臣に納めなければならない。

第十三条 保証金は、第十条の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその債権を譲渡することができない。

第十八条 この法律の規定は、教科書以外の教授上用いられる図書であつて、文部科学大臣の指定したものに、これを準用する。

第十九条 第五条第一項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

平成31年4月1日 施行 現在施行

学校教育法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十九号）

Law RevisionID:324AC0000000149_20190401_430AC0000000039

昭和二十四年法律第四百十九号

文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律

（資格審査）

第二条 出版権を取得しようとする者は、その資格について文部科学大臣の審査を受けなければならない。

- 2 前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するために、出版権を取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする時期までに製造供給するにたる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、第三条の規定による競争を行わせるに先立つて審査することを目的とする。

（保証金）

第四条 競争に加わろうとする者は、現金又は国債をもつて、その見積つた予定製造原価に最初に発行する予定部数を乗じて得た額の百分の一以上の保証金を納めなければならない。

- 2 競落者が契約を結ばないときは、保証金は、国庫に帰属する。

（入札）

第五条 競争は、教科書一部当りの製造原価について入札の方法によつて行い、文部科学大臣の予定した製造原価以内において最も低額の入札をした者に出版権を設定するものとする。

- 2 競争に付しようとするときは、その入札期日の前日から起算し少くとも十日前に、官報、新聞紙、掲示その他の方法をもつて公告しなければならない。但し、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。
- 3 前項の規定による公告は、左に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 教科書の種類及び最初に発行を予定される部数
 - 二 契約条項を示す場所
 - 三 製造原価の算出の基礎
 - 四 競争執行の場所及び日時
 - 五 入札の保証金額に関する事項
- 4 前項第三号の製造原価の算出の基礎については、あらかじめ文部科学省令で定める。
- 5 文部科学大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原価を予定し、その予定製造原価を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

6 教科書の定価は、第一項の規定による製造原価の入札価格を基準として算定するものとする。

（再度の入札）

第七条 開札の場合において各人の入札のうち、第五条第五項の規定により予定した製造原価の制限に達したものがなくときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

（発行義務）

第十条 出版権の設定を受けた者（以下「出版権者」という。）は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第八条の規定により、文部科学大臣が都道府県教育委員会の報告した教科書の需要数を基礎にして発行すべき教科書の種類及び部数を指示したときは、その指示した発行を引き受けなければならない。

（出版料納付の義務）

第十二条 出版権者は、発行の指示があつたときは、すみやかに発行の指示があつた部数に応じ、定価（出版料相当額を除く。）の百分の二から百分の十六・六までの範囲内で文部科学省令の定めるところにより算定した額の出版料を国庫に納付しなければならない。但し、文部科学大臣は、発行の指示があつた日から四箇月を限度として、出版料納付の時期を定めることができる。

（出版料の減免）

第十三条 文部科学大臣は、出版権者が災害その他出版権者の責に帰することのできない事由によつて教科書の全部若しくは一部の製造供給ができなくなり、出版料の納付が困難であると認められるとき、又は教科書の発行部数が五万部を越えない場合において、義務教育上の見地から特にその定価をやすくする必要があると認められるときは、出版料を軽減し、又は免除することができる。

（出版権の消滅）

第十四条 左の各号の一に該当する事由がある場合には、文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。

- 一 出版権者の事業能力、信用状態が出版権設定当時の状況より低下し、教育上支障のないように教科書を製造供給することができないと認められるに至つたとき。
 - 二 第十条又は第十二条に規定する義務を怠つたとき。
 - 三 教科書の発行に関する臨時措置法第十四条又は第十五条の規定により文部科学大臣が発行の指示を取り消したとき。
 - 四 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十九条の規定により文部科学大臣が教科用図書発行者の指定を取り消したとき。
- 2 第十一条の協議がととのわないときは、出版権者又は文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。

（文部科学省が著作の名義を有する他の著作物への準用）

第十七条 この法律の規定は、政令の定めるところにより、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教材その他の教科書以外の教授上用いられる著作物であつて文部科学省が著作の名義を有するものに準用する。

昭和三十七年法律第六十号

義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律

（趣旨）

第一条 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。

2 前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 関法

昭和三十八年法律第百八十二号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 無償給付及び給与（第三条—第九条）

第三章 採択（第十条—第十七条）

第四章 発行（第十八条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条・第二十四条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び附則第九条第一項に規定する教科用図書をいう。

3 この法律において「発行」とは、教科用図書を製造供給することをいう。

第二章 無償給付及び給与

（教科用図書の無償給付）

第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務

教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。

（契約の締結）

第四条 文部科学大臣は、教科用図書の発行者と、前条の規定により購入すべき教科用図書を購入する旨の契約を締結するものとする。

（教科用図書の給与）

第五条 義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

2 学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

（都道府県教育委員会の責務）

第六条 都道府県教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用図書の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行なうものとする。

（政令への委任）

第九条 この章に規定するもののほか、教科用図書の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 採択

（都道府県教育委員会の任務）

第十条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第十一条 都道府県教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

（採択地区）

第十二条 都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

（教科用図書の採択）

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登録された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書については、この限りでない。

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

（採択した教科用図書の種類等の公表）

第十五条 市町村の教育委員会、都道府県教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

（指定都市に関する特例）

第十六条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括す

る都道府県教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。

- 2 指定都市教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。
- 3 第十三条第三項及び第六項の規定は、前項の採択について準用する。

第四章 発行

（発行者の指定）

第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 次条の規定により指定を取り消された日から三年を経過していない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百九十八条若しくは第二百三十三条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過していない者

ニ 法人で、その役員のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの

二 その事業能力及び信用状態について政令で定める要件を備えたものであること。

- 2 前項の指定を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、申請書に必要な書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第十九条 文部科学大臣は、教科用図書発行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、前条第一項の指定を取り消さなければならない。

一 前条第一項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて前条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

（報告及び資料の提出）

第二十条 文部科学大臣は、教科用図書発行者について、第十八条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、教科用図書発行者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（発行の指示の取消し）

第二十一条 文部科学大臣は、教科用図書発行者が第十九条の規定により指定を取り消されたときは、その者に係る臨時措置法第八条の規定による発行の指示を取り消さなければならない。

（臨時措置法との関係）

第二十二条 教科用図書の発行及び教科用図書発行者については、この章に規定するもののほか、臨時措置法の定めるところによる。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）制定附則

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）において使用する教科用図書については昭和三十九年三月三十一日、中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）において使用する教科用図書については昭和四十年三月三十一日までの間は、適用しない。

（適用除外）

2 昭和三十八年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の無償給付及び給与については、第二章の規定は、適用しない。

（経過規定）

3 昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の購入については、第三条中「第十三条から第十六条までの規定により採択されたもの」とあるのは、「当該義務教育諸学校について採択されたもの」とする。

4 当分の間、第五条の規定により教科用図書の給与を受ける児童及び生徒の範囲は、同条の規定にかかわらず、政令で定める。

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

5 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

（略）

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過規定）

6 昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書については、この法律による改正後の教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第六条第一項の規定中「目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）」とあるのは「目録」と読み替えて同項の規定を適用する。

（文部省設置法の一部改正）

7 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

（文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正）

8 文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

（盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正）

9 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

（略）

（盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

10 当分の間、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は中学部の児童又は生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものについては、この法律による改正後の盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第一項各号列記以外の部分中「第二号から第六号まで」とあるのは「次の各号」と読み替えて同項の規定を適用する。

（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正）

11 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

（略）

（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

12 当分の間、この法律による改正後の就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条に規定する学齢児童又は学齢生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものの保護者については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第二条各号列記以外の部分中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「同法第二十一条第一項（同法第四十条で準用する場合を含む。）の教科用図書（以下「教科用図書」という。）若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、同条第一号中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「教科用図書若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、それぞれ読み替えて同条の規定を適用する。

令和8年4月1日 施行

著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）

Law RevisionID:345AC0000000048_20260401_505AC0000000033

昭和四十五年法律第四十八号

著作権法

第二章 著作者の権利

第三節 権利の内容

第二款 著作者人格権

（同一性保持権）

第二十條 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

- 一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの
- 二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変
- 三 特定の電子計算機においては実行し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において実行し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に実行し得るようにするために必要な改変
- 四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

第五款 著作権の制限

（教科用図書等への掲載）

第三十三條 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮

して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4 前三項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

（教科用図書代替教材への掲載等）

第三十三條の二 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材（学校教育法第三十四条第二項又は第三項（これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。）に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴つていずれの方法によるかを問わず利用することができる。

2 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三條の三 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、第三十三条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（視覚障害者等のための複製等）

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

（翻訳、翻案等による利用）

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

- 一 第三十条第一項、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は前条第二項 翻訳、編曲、変形又は翻案
- 二 第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二項、第四項、第七項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第九項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第二項又は第四十一条から第四十二条の二まで 翻訳
- 三 第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第四十七条 変形又は翻案
- 四 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案
- 五 第三十七条の二 翻訳又は翻案
- 六 第四十七条の三第一項 翻案

2 前項の規定により創作された二次的著作物は、当該二次的著作物の原著物を同項各号に掲げる規定（次の各号に掲げる二次的著作物にあつては、当該各号に定める規定を含む。以下この項及び第四十八条第三項第二号において同じ。）により利用することができる場合には、原著物の著作権者その他の当該二次的著作物の利用に関して第二十八条に規定する権利を有する者との関係においては、当該二次的著作物を前項各号に掲げる規定に規定する著作物に該当するものとみなして、当該各号に掲げる規定による利用を行うことができる。

- 一 第四十七条第一項の規定により同条第二項の規定による展示著作物の上映又は自動公衆送信を行うために当該展示著作物を複製することができる場合に、前項の規定により創作された二次的著作物 同条第二項
- 二 前条第二項の規定により公衆提供等著作物について複製、公衆送信又はその複製物による頒布を行うことができる場合に、前項の規定により創作された二次的著作物 同条第一項

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四十七条の七 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項

（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第七項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第七項、第三十六条第一項、第四十一条の二第一項、第四十二条又は第四十二条の二第一項の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第七項、第四十一条の二第一項、第四十二条又は第四十二条の二第一項の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十

五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

（出所の明示）

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

- 一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第一項、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合
 - 二 第三十四条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二の規定により著作物を利用する場合
 - 三 第三十二条若しくは第四十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二条の二第二項、第四十六条若しくは第四十七条の五第一項の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。
- 2 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。
- 3 次の各号に掲げる場合には、前二項の規定の例により、当該各号に規定する二次的著作物の原著作物の出所を明示しなければならない。
- 一 第四十条第一項、第四十六条又は第四十七条の五第一項の規定により創作された二次的著作物をこれらの規定により利用する場合
 - 二 第四十七条の六第一項の規定により創作された二次的著作物を同条第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げる規定により利用する場合

（複製物の目的外使用等）

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

- 一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の

四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

- 二 第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第三号の複製物に該当するものを除く。）を用いて、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者
 - 三 第四十四条第四項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者
 - 四 第四十七条の三第一項の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第四号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者
 - 五 第四十七条の三第二項の規定に違反して同項の複製物（次項第四号の複製物に該当するものを除く。）を保存した者
 - 六 第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第六号又は第七号の複製物に該当するものを除く。）を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者
- 2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製を、それぞれ行つたものとみなす。
- 一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者
 - 二 第三十条の三又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者
 - 三 第三十条の四の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて、当該二次的著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者

四 第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて第四十七条の三第一項の規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

五 第四十七条の三第二項の規定に違反して前号の複製物を保存した者

六 第四十七条の四に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者

七 第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて第四十七条の五第二項の規定により作成された二次的著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者

第九節 補償金等

（文化審議会への諮問）

第七十一条 文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項の算出方法
- 二 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十七条の三第一項、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の補償金の額

（補償金等の供託）

第七十四条 第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

- 一 補償金の提供をした場合において、著作権者がその受領を拒んだとき。
 - 二 著作権者が補償金を受領することができないとき。
 - 三 その者が著作権者を確知することができないとき（その者に過失があるときを除く。）。)
 - 四** その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提起したとき。
 - 五** 当該著作権を目的とする質権が設定されているとき（当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く。）。)
- 2** 前項第四号の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。
- 3** 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項、第六十七条の三第一項若しくは前二項の規定による補償金の供託又は第六十七条の二第一項の規定による担保金の供託は、著作権者

が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住所又は居所の最寄りの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所の最寄りの供託所に、それぞれするものとする。

- 4** 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を著作権者に通知しなければならない。ただし、著作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は、この限りでない。

第三章 出版権

（出版権の制限）

第八十六条 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつていゝ著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第一項第一号、第三十五条第一項ただし書、第四十一条の二第一項ただし書、第四十二条ただし書、第四十二条の二第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

- 2** 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

- 一 第三十条第一項に定める私的使用の目的又は第三十一条第四項若しくは第九項第一号に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて原作のまま印刷その他の機械的若しくは化学的方法により文書若しくは図画として複製することにより作成された著作物の複製物（原作のまま第七十九条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製することにより作成されたものを含む。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者
- 二 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の

二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

三 前項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を用いて、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

四 前項において準用する第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

3 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五項、第七項前段及び第八項、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二（第二号を除く。）、第四十条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第五項、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十一条の二第二項ただし書、第四十二条ただし書、第四十二条の二第二項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、第三十一条第二項中「著作権者の」とあるのは「出版権者の」と、「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは」とあるのは「第七十九条の出版権の設定を受けた者又は」と、第四十七条の五第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

第四章 著作隣接権

第八節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録

（著作隣接権の制限）

第百二条 第三十条第一項（第四号を除く。第九項第一号において同じ。）、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二（第一号を除く。次項において同じ。）、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第三項及び第四十七条の七の規定

は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第三十三条から第三十三条の三までの規定は、著作隣接権の目的となつている放送又は有線放送の利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、第三十条第一項第三号中「自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信）」とあるのは「送信可能化（国外で行われる送信可能化）」と、「含む。）」とあるのは「含む。」に係る自動公衆送信」と、第四十四条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二又は第百条の三」と、同条第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項又は第九十六条の二」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項若しくは第四十七条の規定又は次項若しくは第四項の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像（以下「実演等」と総称する。）を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなければならない。

3 第三十三条の三第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

4 視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で第三十七条第三項の政令で定めるものは、同項の規定により視覚著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードについて、複製し、又は同項に定める目的のために、送信可能化を行い、若しくはその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

5 著作隣接権の目的となつている実演であつて放送されるものは、地域限定特定入力型自動公衆送信を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二第一項に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

6 前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、第一項において準用する第三十八条第二項の規定の適用がある場合を除き、当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならない。

7 前二項の規定は、著作隣接権の目的となつているレコードの利用について準用する。この場合において、前項中「第九十二条の二第一項」とあるのは、「第九十六条の二」と読み替えるものとする。

8 第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を放送し、又は有線放送することができる場合には、その著作物の放送若しくは有線放送について、これを受信して有線放送し、若しくは影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達し、又はその著作物の放送について、地域限定特定入力型自動公衆送信を行うことができる。

9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二 第一項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて、当該実演等を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該実演等を利用した者

三 第一項において準用する第四十四条第四項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者

四 第一項において準用する第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該実演等を利用した者

五 第三十三条の三第一項又は第三十七条第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者

（実演家人格権との関係）

第百二条の二 前条の著作隣接権の制限に関する規定（同条第七項及び第八項の規定を除く。）は、実演家人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

（著作隣接権の譲渡、行使等）

第百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条及び第六十三条の二の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条（第一項第二号を除く。）、第六十七条の二（第一項ただし書を除

く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第六十七条の三（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の可否に係る著作隣接権者の意思の確認ができない場合におけるこれらの利用について、第六十八条（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条本文及び第七十四条の規定は著作隣接権者に協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第六項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四」と、第六十八条第二項中「第三十八条第二項及び第三項」とあるのは「第百二条第一項において準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十五号）

Law RevisionID:420AC0100000081_20240719_506AC1000000055

平成二十年法律第八十一号

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書（以下「教科用拡大図書」という。）、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。

2 この法律において「検定教科用図書等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書を用いる。

3 この法律において「発行」とは、図書その他の教材を製造供給することをいう。

4 この法律において「教科用図書発行者」とは、検定教科用図書等の発行を担当する者であって、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第八条の発行の指示を承諾したものをいう。

5 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

（教科用図書発行者の責務）

第四条 教科用図書発行者は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、その発行をする検定教科用図書等について、適切な配慮をするよう努めるものとする。

第二章 教科用特定図書等の発行の促進等

（教科用図書発行者による電磁的記録の提供等）

第五条 教科用図書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発

行をする者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者（次項において「文部科学大臣等」という。）に提供しなければならない。

2 教科用図書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3 国は、教科用図書発行者による検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供の方法及び当該電磁的記録の教科用特定図書等の作成への活用に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

（教科用特定図書等の標準的な規格の策定等）

第六条 文部科学大臣は、教科用拡大図書その他教科用特定図書等のうち必要と認められるものについて標準的な規格を定め、これを公表しなければならない。

2 教科用図書発行者は、指定種目（検定教科用図書等の教科ごとに分類された単位のうち文部科学大臣が指定するものをいう。次項において同じ。）の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等（前項の規格に適合する教科用特定図書等をいう。以下同じ。）の発行に努めなければならない。

3 国は、教科用図書発行者による指定種目の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等の発行に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

（発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等の推進）

第七条 国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であって検定教科用図書等において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

（障害その他の特性に適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及）

第八条 国は、障害その他の特性の有無にかかわらずできる限り多くの児童及び生徒が検定教科用図書等を使用して学習することができるよう適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

第三章 小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用の支援

（小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用等）

第九条 小中学校（小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び義務教育学校をいい、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下単に「特別支援学級」という。）を除く。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含み、特別支援学級を除く。以下同じ。）においては、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が、その障害の状態に応じ、採択された検定教科用図書等に代えて、当該検定教科用図書等に係る教科用特定図書等を使用することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の規定による配慮がなされるよう、発行が予定される教科用特定図書等に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付）

第十条 国は、毎年度、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を購入し、小中学校の設置者に無償で給付するものとする。

（契約の締結）

第十一条 文部科学大臣は、教科用特定図書等の発行をする者と、前条の規定により購入すべき教科用特定図書等を購入する旨の契約を締結するものとする。

（教科用特定図書等の給与）

第十二条 小中学校の設置者は、第十条の規定により国から無償で給付された教科用特定図書等を、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に給与するものとする。

2 学年の中途において転学した視覚障害その他の障害のある児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用特定図書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

（都道府県教育委員会の責務）

第十三条 都道府県教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用特定図書等の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行うものとする。

（政令への委任）

第十五条 第十条から前条までに規定するもののほか、教科用特定図書等の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保

（標準教科用特定図書等の需要数の報告）

第十六条 市町村教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県教育委員会に報告しなければならない。

- 一 小中学校について採択された検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもののうち、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が当該検定教科用図書等に代えて使用するもの
- 二 特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校、中学校及び義務教育学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書として採択さ

れた標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもの

2 都道府県教育委員会は、前項各号に掲げる標準教科用特定図書等の都道府県内の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

（標準教科用特定図書等の発行の通知等）

第十七条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による報告に基づき、標準教科用特定図書等の発行を予定している者にその発行をすべき標準教科用特定図書等の種類及び部数を通知しなければならない。

2 文部科学大臣は、必要に応じ、前項の通知を受けた者に対し報告を求めることができる。

附 則 抄

（著作権法の特例）

第四条 前条に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条の三第一項及び第二項、第八十六条第三項並びに第百二条第三項の規定の適用については、同法第三十三条の三第一項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教材を当該障害又は日本語に通じないことにより教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために増製し、又は提供し、若しくは提示するために必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と、同条第二項中「当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは「、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によつて当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の三第四項」とあるのは「第三十三条の三第一項及び第四項」と、同法第百二条第三項中「レコードを」とあるのは「レコードについて、」と、「その複製物」とあるのは「、送信可能化を行い、若しくはその複製物」とする。

平成29年4月1日 施行 現在施行

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
(平成二十八年法律第四十七号)

Law RevisionID:326AC1000000228_20170401_428AC0000000047

昭和二十六年法律第二百二十八号

産業教育振興法

第一章 総則

(教科用図書)

第六条 産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、産業教育の特殊性
に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

令和8年4月1日 施行

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和
七年法律第六十八号）

Law RevisionID:328AC1000000238_20260401_507AC0000000068

昭和二十八年法律第二百三十八号

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法

(教科用図書の編修、検定及び発行に関する特別措置)

第四条 通信教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、その特殊性にかん
がみ、特別の措置が講ぜられなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、通信教育に関する教科用図書で政令で定めるものを
発行する者に対し、予算の範囲内において、その編修及び発行に要する経費の一部を補助
することができる。

平成29年4月1日 施行 現在施行

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
(平成二十八年法律第四十七号)

Law RevisionID:329AC0000000144_20170401_428AC0000000047

昭和二十九年法律第百四十四号

特別支援学校への就学奨励に関する法律

(国及び都道府県が行う就学奨励)

第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。

一 教科用図書の購入費

二 学校給食費

三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費

四 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

五 修学旅行費

六 学用品の購入費

2 前項各号に掲げる経費の範囲、その算定基準その他同項の規定による経費の支弁の基準に関し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により支弁した経費のうち他の都道府県の区域内に住所を有する児童又は生徒に係るものについては、当該他の都道府県に対して、その二分の一を求償することができる。

4 国は、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校である特別支援学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。

令和6年4月1日 施行 現在施行

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十号）

Law RevisionID:411AC0000000096_20240401_505AC1000000060

平成十一年法律第九十六号

文部科学省設置法

第二章 文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務

第二節 文部科学省の任務及び所掌事務

(所掌事務)

第四条 文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関すること。

二 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。

三 地方教育行政に関する制度の企画及び立案並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

四 地方教育費に関する企画に関すること。

五 地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

六 地方公務員である教育関係職員の福利厚生に関すること。

七 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

八 初等中等教育のための補助に関すること。

九 初等中等教育の基準の設定に関すること。

十 教科用図書の検定に関すること。

十一 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。

十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）及び学校給食に関すること。

十二の二 公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

十三 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。

十四 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活

への適応のための指導に関すること。

十五 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

十六 大学及び高等専門学校における教育のための補助に関すること。

十七 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること。

十八 大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

十九 大学の入学者の選抜及び学位の授与に関すること。

二十 学生及び生徒の奨学、厚生及び補導に関すること。

二十一 外国人留学生の受入れの連絡及び教育並びに海外への留学生の派遣に関すること。

二十二 政府開発援助のうち外国人留学生に係る技術協力に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

二十三 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二十四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること。

二十五 国立大学（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第二項に規定する国立大学をいう。）及び大学共同利用機関（同条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。）における教育及び研究に関すること。

二十六 国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第三条に規定する国立高等専門学校をいう。）における教育に関すること。

二十七 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。

二十八 私立学校に関する行政の制度の企画及び立案並びにこれらの行政の組織及び一般の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

二十九 文部科学大臣が所轄庁である学校法人についての認可及び認定並びにその経営に関する指導及び助言に関すること。

三十 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること。

三十一 私立学校教職員の共済制度に関すること。

三十二 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

三十三 社会教育のための補助に関すること。

三十四 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。

三十五 通信教育及び視聴覚教育に関すること。

三十六 外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

三十七 家庭教育の支援に関すること。

三十八 公立及び私立の文教施設並びに地方独立行政法人が設置する文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること。

三十九 公立の文教施設の整備のための補助に関すること。

四十 学校施設及び教育用品の基準の設定に関すること。

四十一 学校環境の整備に関する指導及び助言に関すること。

四十二 青少年の健全な育成の推進に関すること（こども家庭庁の所掌に属するものを除く。）。

四十三 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

四十四 科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）に関する計画の作成及び推進に関すること。

四十五 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

四十六 学術の振興に関すること。

四十七 研究者の養成及び資質の向上に関すること。

四十八 技術者の養成及び資質の向上に関すること（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限る。）。

四十九 技術士に関すること。

五十 研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）、研究開発に関する情報処理の高度化及び情報の流通の促進その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備に関すること。

五十一 科学技術に関する研究開発に係る交流の助成に関すること。

五十二 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関すること。

五十三 科学技術に関する研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進に関すること。

五十四 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施化の推進に関すること。

五十五 科学技術に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。

五十六 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること。

五十七 科学技術に関する基礎研究及び科学技術に関する共通的な研究開発（二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。）に関すること。

五十八 科学技術に関する研究開発で、関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするものに関すること。

五十九 科学技術に関する研究開発で多数部門の協力を要する総合的なものに関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

六十 国立研究開発法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究に関すること。

六十一 放射線の利用に関する研究開発に関すること。

六十二 宇宙の開発及び原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること。

六十三 宇宙の利用の推進に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること。

六十四 放射性同位元素の利用の推進に関すること。

六十五 資源の総合的利用に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

六十六 原子力政策のうち科学技術に関するものに関すること。

六十七 原子力に関する関係行政機関の試験及び研究に係る経費その他これに類する経費の配分計画に関すること。

六十八 原子力損害の賠償に関すること。

六十九 スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七十 スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七十一 スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

七十二 スポーツのための助成に関すること。

七十三 心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関すること。

七十四 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。

七十五 スポーツに関する競技水準の向上に関すること。

七十六 スポーツ振興投票に関すること。

七十七 文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七十八 文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七十九 文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十五号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十二号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

八十 文化の振興のための助成に関すること。

八十一 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。

八十二 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。

八十三 国語の改善及びその普及に関すること。

八十四 著作権の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関すること。

八十五 文化財の保存及び活用に関すること。

八十六 アイヌ文化の振興に関すること。

八十六の二 興行入場券（特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第百三号）第二条第二項に規定する興行入場

券をいう。）の適正な流通の確保に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

八十七 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

八十八 国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

八十九 ユネスコ活動（ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第二条に規定するユネスコ活動をいう。）の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

九十 文化功労者に関すること。

九十一 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、教育、学術、スポーツ、文化及び宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九十二 教育関係職員、研究者、社会教育に関する団体、社会教育指導者、スポーツの指導者その他の関係者に対し、教育、学術、スポーツ及び文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九十三 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九十四 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

九十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき文部科学省に属させられた事務

2 前項に定めるもののほか、文部科学省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

附 則

（所掌事務の特例）

2 文部科学省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科用図書及び特別支援学校の教科用図書の編修及び改訂に関する事務をつかさどる。

○著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）（抄）

附 則

（複製物の使用についての経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの法律による改正前の著作権法（以下「旧法」という。）第三十条の四若しくは第四十七条の四から第四十七条の九までの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物、旧法第四十三条の規定の適用を受けて旧法第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条若しくは第四十二条の規定に従い作成された二次的著作物の複製物又は旧法第三十条の三若しくは第四十七条の三第一項の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物の使用については、この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第四十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧法第四十九条第一項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行つた」と、同項第三号並びに同条第二項第一号及び第二号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行つた」とする。

2 施行日前に旧法第百二条第一項において準用する旧法第三十条の四又は第四十七条の四から第四十七条の九までの規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の複製物の使用については、新法第百二条第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧法第百二条第九項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示（送信可能化を含む。第八号において同じ。）を行つた」と、同項第八号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行つた」とする。